

「障害者虐待防止法」が10月1日から施行されます

「障害者に対する虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が10月1日（月）から施行されます。

障がい者に対する虐待が障がい者の権利や尊厳を害するものであり、障がい者の自立および社会参加を推進する上で、この虐待を防止することが極めて重要であることから、この法律が制定されました。

（1）対象となる障がい者

- ① 身体障がい者
 - ② 知的障がい者
 - ③ 精神障がい者（発達障がいを含む）
 - ④ 心身の障がいや社会的な障壁により、日常生活・社会生活を送ることが困難で援助が必要な方
- ※ 障がい者手帳を取得していない場合も含む

（2）障がい者に対する虐待

- ① 家族などの養護者による虐待
- ② 障がい者福祉施設従事者などによる虐待
- ③ 障がい者を雇用している事業主などによる虐待

（3）障がい者に対する虐待の例

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待

- ④ 放棄・放任
- ⑤ 経済的虐待

（4）障がい者などへの支援体制

市では、障がい者の虐待防止および家族などの養護者に対し、次のような支援を行います。

- ① 障がい者の一時的な保護（家族など養護者からの分離）
 - ② 障がい者の一時的な保護が必要な場合における支援（障がい福祉サービスの利用や医療機関への受診など）
 - ③ 虐待を行っている家族など養護者への支援
 - ④ 虐待の通報・届出
- 市では、障がい者虐待の通報窓口や相談等を実施する「障がい者虐待防止センター」を設置することになっていきます。

虐待の通報や届出をした人の情報は法律により守られます。障がいのある方が、虐待を受けたと思われるところを見たり、聞いたりした場合や障がいのある方本人が虐待を受けたと感じた場合は、ご連絡ください。

▼通報・問合せ先

市役所社会福祉課
障がい福祉G
内線164、165

守谷市長選挙および守谷市議会議員補欠選挙

選挙期日（投票日） 11月11日（日）

告示日 11月4日（日）

任期満了に伴う守谷市長選挙を行います。なお、守谷市議会議員に1人の欠員を生じたため、守谷市長選挙と同時に守谷市議会議員補欠選挙を行います。

立候補予定者説明会について

守谷市長選挙および守谷市議会議員補欠選挙の立候補予定者を対象とした説明会を、次のとおり開催します。立候補を予定している方（またはその代理の方）は、必ず出席してください。

▽開催日

10月4日（木）

▽開催時間

午後2時～4時

▽会場

市役所1階大会議室

▽供託金

立候補に当たっては、市長選挙は100万円、市議会議員補欠選挙は30万円の供託が必要となります。

なお、得票数が法定の一定の得票数に達している場合には、当選、落選に関係なく供託金は返還されます。

あなたも経験しませんか？

20代の投票立会人募集

期日前投票における投票立会人を募集します。投票立会人とは、投票所において、投票事務が公正かつ適正に行われるよう立ち会う人です。投票がどのように行われているのか、自分の目で確かめてみませんか？

▽立会いの日

11月5日（月）～10日（土）の間の希望日

▽立会いの時間

午前8時30分～午後8時

▽立会いの場所

市役所1階中会議室

▽応募資格

市内在住で選挙権を有する20代の方

▽申込多数の場合は抽選

▽報酬

1日 1万500円

▽申込方法

所定の申込用紙（窓口または市ホームページから取得）に記入の上、10月1日（月）までに窓口へ持参、または郵送・FAX・電子メール（申込用紙を添付）で申し込む

※郵送の場合は、10月1日（月）必着

● 問合せ 市役所総務課内
「選挙管理委員会」 内線353
✉ senkyo@city.moriya.ibaraki.jp